

令和7・8年度 入札参加資格審査申請（WTO随時審査）のご案内

浜松市が行う入札に参加するためには、下記「2 申請資格」のうち参加したい申請区分について必要な申請書類を提出して審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。

特定調達契約に係る入札に参加を希望される方を対象に、関係書類等について下記のとおりご案内いたします。

記

1 申請書類 「様式6」に記載のとおり

2 申請資格

申請区分	要件
建設工事	当該営業を引き続き1ヶ年以上営んでおり、 <u>建設業法に基づく許可及び経営事項審査</u> を受けていること。また、 <u>社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）へ加入しているか適用除外</u> であること。
建設工事関連業務委託	当該営業を引き続き1ヶ年以上営んでおり、その <u>決算書類の提出</u> ができること。また、 <u>営業に関して法律上必要とされる登録</u> がしてあること。
物品購入	当該営業を引き続き1ヶ年以上営んでおり、その <u>決算書類の提出</u> ができること。
業務委託（建設工事関連業務委託を除く） ・賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く）	当該営業を引き続き1ヶ年以上営んでおり、その <u>決算書類の提出</u> ができること。

3 登録の有効期間 登録開始の日 ～ 令和9年3月31日

4 受付期間及び時間 参加しようとする特定調達契約に係る入札の公告で定める期限までの9時00分から17時00分まで
(土・日・祝日のほか12月29日から1月3日までの期間を除く)

5 提出方法 浜松市役所財務部調達課（北館5階）へ持参又は郵送

6 申請書類を提出する際の注意事項

- (1) 書類不備のものは受付いたしません。
- (2) 申請書類はすべてA4サイズとし、様式6の記載順にそろえ、クリップでとめて提出してください（ファイルに綴じる必要はありません）。
- (3) 様式1の使用印鑑欄に押印する印鑑は、浜松市との取引の一切（入札・契約・代金請求・代金領収等）に使う印鑑となるため、登録の際、間違いのないようお願いします。※スタンプ印不可

7 その他

- ◎ 特定調達契約に係る入札参加資格審査随時申請は、特定調達契約に係る入札公告に基づき受け付けますので、当該公告に掲載されている業種の申請区分のみの登録となります。
- ◎ 行政書士又は行政書士法人による代理申請が可能です。
- ◎ 証明書類申請時には、身分証明の提示を求められることがあります。

使用印鑑に関する注意事項

- 1 日付 申請年月日を記入する。
- 2 申請者 本社（主たる営業所）の所在地等の情報を記載する。
- 3 使用印鑑 契約の際に使用する印鑑を鮮明に押印する。
※スタンプ印不可
※押印例で使用可とする印を使用印鑑とできない場合には、下記問い合わせ先までご相談ください。

－ 押 印 例 －

法人であり本社・本店等で取引する場合

例) 申請者：はましず株式会社 代表取締役 浜松 太郎

※商号、役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印鑑としてください。

※代表者の私印・社印・使用用途を示す印などの法人及び代表者を特定できない印は使用できません。

○使用可	×使用不可		
商号、役職名を含む印	使用用途を示す印	社印	代表者の私印
			

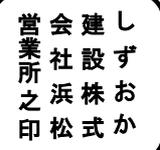
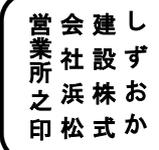
法人であり営業所等で取引する場合

例) 申請者：しずおか建設株式会社 代表取締役 静岡 一郎

委任先：浜松営業所 所長 浜松 五郎

※できる限り、商号、役職名が含まれた委任先代表者の印鑑を使用印鑑としてください。

※営業所印・使用用途を示す印などの個人（委任先代表者）を特定できない印は使用できません。

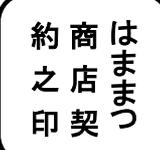
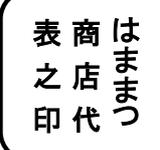
○使用可	×使用不可		
商号、役職名を含む印	営業所印、代表者の私印の併用		
			
	営業所印のみ	代表者の私印のみ	
			

個人で取引する場合

例) 申請者：はままつ商店 代表 浜松 花子

※代表者の印鑑を使用印鑑としてください。

※団体名、屋号、使用用途を示す印などの個人（代表者）を特定できない印は使用できません。

○使用可	×使用不可	
代表者の私印	団体名等のみの印	使用用途を示す印
		
	団体名等を含む印	
		

人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

1 実施事項

適正な入札が阻害されると認められる一定の人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、下記2に掲げる人的関係の基準に該当するときは、下記4に掲げる取り扱いとする。

2 人的関係の基準

(1) 人的関係

次のいずれかに該当する2者以上の関係

ア 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

イ 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は、含まない。

(2) その他の関係

上記と同視しうる人的関係があると認められる場合

3 公告等への記載

基準に該当する複数の者の入札は無効とする旨を、公告及び入札説明書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

4 人的関係の基準に該当する場合の取り扱い

(1) 入札無効等に関する取り扱い

基準に該当する複数の者の入札は、浜松市契約規則第13条第8号の規定に基づき、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならないものとする。

共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみが入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

(2) 資格停止に関する取り扱い

上記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した人的関係に該当する者については、入札参加資格停止の対象とすることができる。

5 人的関係の基準に関する届出

上記2に該当し、入札参加資格審査申請を行う者は、入札参加資格審査申請書とともに人的関係に関する申告書(別紙 様式4)を提出しなければならない。

また、当該届出内容に変更(新規該当、非該当、届出内容の変更)が生じたときは、変更後速やかに、人的関係に関する申告書(別紙 様式4)を提出しなければならない。

6 人的関係に関する情報の取り扱いについて

(1) 有資格者から、自らの入札参加資格に関し、人的関係としての該当・取り扱い状況について、照会があった場合は、当該者に関係する部分についてのみ、情報を開示するものとする。

(2) 人的関係の情報は、各発注者の入札執行事務等に供するものとする。

7 留意事項

入札参加者が基準に該当する場合に、基準に抵触しないようにする目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、浜松市建設工事等一般競争入札心得第6条、浜松市物品購入等の入札執行について(入札心得)第5条及び浜松市業務委託等の入札執行について(入札心得)第5条の規定に抵触するものでないことに留意すること。

8 適用

この基準は平成 25 年 4 月 1 日以降に公告等を行う入札から適用する。

この基準は平成 31 年 4 月 1 日以降に公告等を行う入札から適用する。

この基準は令和 7 年 4 月 1 日以降に公告等を行う入札から適用する。